大規模災害発生時の相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　近畿北陸地区（以下「近北地区」という）歯科医師会の域内で大規模災害（災害対策基本法第２条第１号に定める災害など）が発生し、相互支援を行う場合は、この協定の定めによるものとする。

（連絡調整）

第２条　大規模災害が発生した場合、役員連絡協議会当番府県歯科医師会は、被災府県歯科医師会に対し被災状況および支援の必要性を確認するものとする。被災状況及び支援に関する情報は、速やかに近北地区において共有する。

２　当番府県が被災地である場合は、次年度当番府県歯科医師会が担当し前項の職務にあたる。ただし、被災範囲が複数の府県に及んでいる場合は、被災していない、もしくは被害の少ない担当順位の早い府県が対応にあたるものとする。

３　被災地歯科医師会から支援要請があった場合、当番府県歯科医師会は、近北地区歯科医師会専務理事連絡協議会を招集もしくは電話等による持ち回り協議により、支援策について検討するものとする。その際、日本歯科医師会とも緊密な情報連携を図る。

（応援出動）

第３条　各府県行政や各府県医師会等の災害医療活動に帯同して歯科医療活動を実施する場合を除き、災害歯科医療活動等への応援出動は、日本歯科医師会の指揮下に入り、日本災害歯科支援チーム（JDAT）の派遣要請に基づいて行うものとする。

２　身元確認活動に係る応援出動については、日本歯科医師会からの要請に基づいて行うものとする。

附　　則

この協定は、令和６年１０月１日から施行する。

大規模災害発生時の相互応援に関する協定書

大規模災害発生時の近畿北陸地区歯科医師会相互応援について、別紙のとおり締結する。

平成26年9月28日に締結した大規模災害発生時の近畿北陸地区歯科医師会相互応援に関する協定書は、本協定書の施行をもってこれを廃止する。

この協定を締結したことを証するため、本書9通を作成し、各自その1通を所持する。

令和6年10月1日

一般社団法人富山県歯科医師会
会長 山崎安仁

一般社団法人石川県歯科医師会
会長 飯利邦洋

一般社団法人福井県歯科医師会
会長 近藤 貢

一般社団法人滋賀県歯科医師会
会長 中村彰彦

一般社団法人和歌山県歯科医師会
会長 中西孝紀

一般社団法人奈良県歯科医師会
会長 末瀬一彦

一般社団法人京都府歯科医師会
会長 安岡良介

一般社団法人大阪府歯科医師会
会長 深田拓司

一般社団法人兵庫県歯科医師会
会長 橋本芳紀